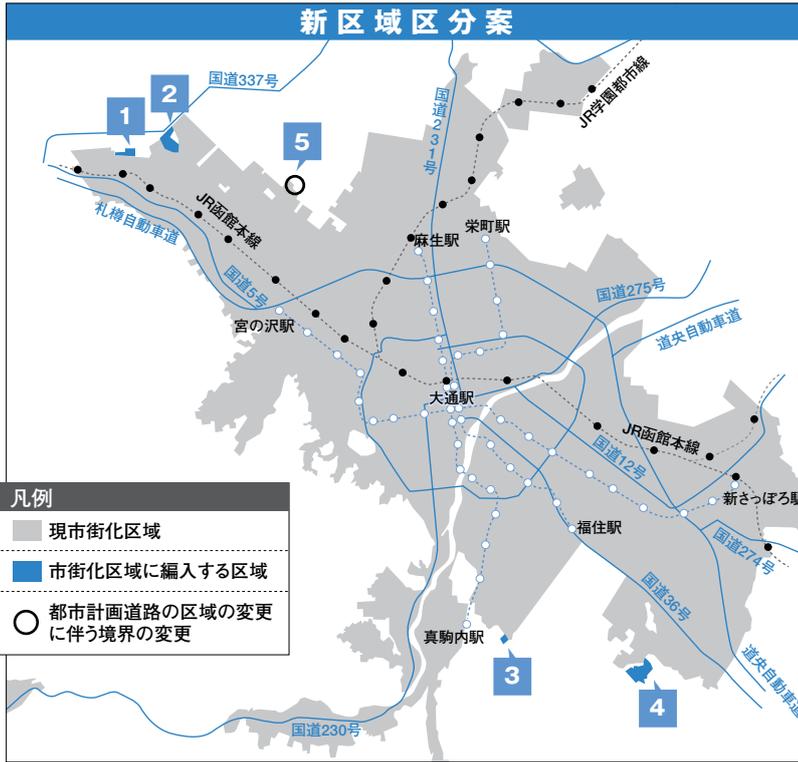


NEWS 01

市街化区域と市街化調整区域の区分変更案を作成しました

素案へのご意見をお寄せください



札幌圏（札幌市、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部）についての二つの都市計画の変更素案が、北海道から公示されました。

一つは、北海道が広域的な見地から定める、札幌圏の都市計画に関するマスタープラン（区域マス）の案。都市として成熟期を迎えた札幌の今後十年間の方針を定めています。もう一つは、市街化区域と

市街化調整区域の区分（区域区分）の案。計画的なまちづくりを進めるための都市計画で、本市の変更案は、左記の通りです。

今回、道は意見募集や公聴会を実施。集まった意見などを基に審議を重ね、来年三月に都市計画の変更を行います。

【詳細】都市計画課☎(21)2506 か北海道都市計画課☎(204)5563

1 手稲山口地区



2 手稲曙西地区



3 西岡公園西地区



4 ハイテクビル真栄地区



※今回、市街化調整区域から市街化区域に編入する4カ所は、いずれもすでに開発され、市街地を形成している区域です。
 なお、本市では、今後人口の伸びは緩やかになっていく見込みであることから、新たに市街地を整備するような市街化区域の拡大は行いません

皆様のご意見をお寄せください

意見募集

素案をご覧の上、ご意見をお寄せください。
意見を述べる対象 区域マス
応募方法 市役所5階都市計画課、北海道行政情報センター（中央区北3西7道庁別館）などで配布している素案をご覧の上、添付の意見提出用紙を9月28日（月）（必着）までに持参、送付、ファクス、Eメール。関係書類は下記ホームページからも入手できます。

公聴会

当日会場で意見を述べることができます。
意見を述べる対象 区域マスおよび区域区分
日時 10月5日（月）午後2時
会場 道庁別館（中央区北3西7）地下1階大会議室
申込 意見の要旨とその理由、住所、氏名、電話番号を記入したものを、北海道都市計画課（〒060-8588 中央区北3西6、☎204-5563）へ送付の上、公述希望の旨を9月28日（月）までに電話連絡。
 ※傍聴は、当日会場にて受け付け（先着100人）

さらに詳しい情報が分かるホームページ www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki